


 25-D-1471
 2026年1月26日

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりサステナビリティファイナンス・フレームワーク評価のレビュー結果を公表します。

野村不動産グループ

サステナビリティファイナンス・フレームワーク
据置
SU 1 (F)

総合評価

Nature 1 (F)
gs1 (F)

 グリーン性評価／
 ソーシャル性評価／
 ネイチャーリ性評価
 (資金使途)

n1 (F)
m1 (F)

 管理・運営・
 透明性評価

m1 (F)

発行体／借入人

野村不動産グループ

評価対象

 野村不動産グループ・
 サステナビリティファイナンス・フレームワーク

評価の概要

▶▶▶1. 野村不動産グループの概要

野村不動産グループは、2004年6月に野村不動産株式会社を中心とする企業グループにおける純粹持株会社体制の構築を目的に設立された野村不動産ホールディングス株式会社（野村不動産HD）を中心とするグループ会社である。

野村不動産HDは、グループにおける戦略の立案と決定、経営資源の最適配分、マネジメントとモニタリング等、グループ全体の重要事項に関する決定権を有している。さらには出資比率、人的関係等を考慮しても、傘下の事業会社との一体性が認められる。

野村不動産グループの事業セグメントとして、マンションを中心に戸建、宅地等の開発・分譲事業に、賃貸住宅事業とシニア事業を移管した「住宅事業」、オフィスビル・商業施設等を賃貸・転貸事業にフィットネス事業を加えた「都市開発事業」、不動産を運用対象とした私募ファンドの運用及び

REIT の運用受託等の「資産運用事業」、不動産の仲介業務、CRE 戰略をサポートする「仲介・CRE 事業」、ビルや住宅等の運営管理、修繕工事等を行う「運営管理事業」等がある。

▶▶▶2. 野村不動産グループの ESG 経営及びサステナビリティに向けた取り組み

野村不動産グループは、「あしたを、つなぐ」を企業理念として、人や街が大切にする価値を活かしながら未来につながる街づくりを進めることをあらゆるステークホルダーとの約束であるとしている。

事業環境が複雑化する中、その企業理念の下で、野村不動産グループの 2050 年のありたい姿を確固たるものにすべくサステナビリティポリシー「Earth Pride—地球をつなぐ—」が策定された。このサステナビリティポリシーでは「人間らしさ」「自然との共生」「共に創る未来」という 3 つテーマが掲げられている。

そのサステナビリティポリシーを実践すべく、2030 年に向けては「脱炭素」「生物多様性」「サーキュラーデザイン」「D&I」「人権」の 5 つが重点課題（マテリアリティ）として策定され、各テーマに KPI と定量目標を設定した。サステナビリティフレームワークにおける各プロジェクトをはじめとする各事業活動を通じ、その目標群の達成を目指している。

また、このような ESG 経営及びサステナビリティに向けた取り組みの基盤として、野村不動産グループは 2020 年にサステナビリティ委員会とサステナビリティ推進部を創設している。方針策定、進捗管理、外部有識者との連携を行い、あらゆるステークホルダーからの要請に即した取り組みを常に実践していくための体制を築いている。

▶▶▶3. サステナビリティファイナンス・フレームワーク

本レビューは、野村不動産グループがサステナビリティファイナンスによる資金調達のために策定したサステナビリティファイナンス・フレームワーク（本フレームワーク）を対象とするものである。

JCR は、本フレームワークが「グリーンボンド原則¹」、「ソーシャルボンド原則²」、「サステナビリティボンド・ガイドライン³」、「グリーンローン原則⁴」、「ソーシャルローン原則⁵」、「グリーンボンドガイドライン⁶」、「グリーンローンガイドライン⁷」及び「ソーシャルボンドガイドライン⁸」に適合しているか否かの評価を行う。

加えて、Sustainable Bonds for Nature: A Practitioner's Guide (SBN ガイド)⁹を踏まえて JCR が作成した評価手法に則り、ネイチャーファイナンスとしての適格性評価も行う。これらは原則又はガイ

¹ ICMA "Green Bond Principles 2025"

<https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/green-bond-principles-gbp/>

² ICMA "Social Bond Principles 2025"

<https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/social-bond-principles-sbp/>

³ ICMA "Sustainability Bond Guidelines 2021"

<https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/sustainability-bond-guidelines-sbg/>

⁴ LMA, APLMA, LSTA "Green Loan Principles 2025"

<https://www.lsta.org/content/green-loan-principles/>

⁵ LMA, APLMA, LSTA "Social Loan Principles 2025"

<https://www.lsta.org/content/social-loan-principles-slp/>

⁶ 環境省 「グリーンボンドガイドライン 2024 年版」

<https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf>

⁷ 環境省 「グリーンローンガイドライン 2024 年版」

<https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf>

⁸ 金融庁 「ソーシャルボンドガイドライン 2021 年版」

<https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20211026-2/01.pdf>

⁹ ICMA Sustainable Bonds for Nature: A Practitioner's Guide

<https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/2025-updates/Sustainable-Bonds-for-Nature-A-Practitioners-Guide-June-2025.pdf>

ドライインであって規制ではないことから、いかなる拘束力を持つものでもないが、現時点において国内外での統一された基準として当該原則及びガイドラインを参考してJCRでは評価を行う。

JCRは、2021年1月に野村不動産グループが策定したサステナビリティボンド・フレームワークに総合評価“SU 1(F)”を付与した。2024年12月に、野村不動産グループは、資金使途の対象として新たなプロジェクトを追加し、調達手段にローンを含める形でフレームワークを改訂している。この改訂後のサステナビリティファイナンス・フレームワークに対するレビューでも、JCRは引き続き総合評価“SU 1(F)”を付与している。

今般のレビューは、野村不動産グループが資金使途に新たなプロジェクトを追加したことを受けたものである。JCRは追加されたプロジェクトについて、いずれも環境改善効果又は社会的便益を有するものと評価した。また、資金管理や意思決定プロセスの妥当性・透明性についても前回同様に高い水準にあると確認し、レポーティング方針も適切であると判断した。

以上のレビューの結果、本フレームワークについて、JCRサステナビリティファイナンス評価手法に基づき「グリーン性・ソーシャル性評価（資金使途）」を“gs1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCRサステナビリティファイナンス・フレームワーク評価」を“SU 1(F)”とした。

また、JCRグリーンファイナンス評価手法に基づき「ネイチャー性評価（資金使途）」を“n1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCRネイチャーファイナンス・フレームワーク評価」を“Nature 1(F)”とした。

以上より、本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「ソーシャルボンド原則」、「サステナビリティボンド・ガイドライン」、「グリーンローン原則」、「ソーシャルローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」、「グリーンローンガイドライン」、「ソーシャルボンドガイドライン」、及び「SBNガイド」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

目次

■評価フェーズ1：グリーン性・ソーシャル性・ネイチャー性評価

I. 調達資金の使途

【評価の視点】

【評価対象の現状とJCRの評価】

1. プロジェクトの環境改善効果・社会的便益について
 - ①今般追加となったグリーンプロジェクト及びネイチャープロジェクトについて
 - ②今般追加となったソーシャルプロジェクトについて
2. 環境・社会に対する負の影響について
3. SDGsとの整合性について

■評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価

I. 資金使途の選定基準とそのプロセス

【評価の視点】

【評価対象の現状とJCRの評価】

1. 目標
2. 選定基準とプロセス

II. 調達資金の管理

【評価の視点】

【評価対象の現状とJCRの評価】

III. レポートティング

【評価の視点】

【評価対象の現状とJCRの評価】

IV. 組織のサステナビリティへの取り組み

【評価の視点】

【評価対象の現状とJCRの評価】

■評価フェーズ3：評価結果（結論）

評価フェーズ 1: グリーン性・ソーシャル性・ネイチャー性評価

gs1(F)
n1(F)

I. 調達資金の使途

【評価の視点】

本項では最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすプロジェクト、もしくは社会的便益をもたらすプロジェクトに充当されることを確認する。次に、資金使途において環境・社会への負の影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署又は外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られていることについて確認する。最後に、持続可能な開発目標(SDGs)との整合性を確認する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

野村不動産グループが本フレームワークで資金使途としたプロジェクトは、いずれも野村不動産グループの経営方針に合致し、且つマテリアリティに貢献する重要な施策であり、環境改善効果、又は社会的便益が期待される。

野村不動産グループは、本フレームワークにおいて、調達資金の使途を以下の通り定めている（一部抜粋、且つ太字及び下線を施している部分が今般の変更点である）。

資金使途にかかる本フレームワーク

本フレームワークに基づき、以下の債券・ローンによる調達ができるものとします。

- グリーンファイナンス：グリーン適格要件のみを満たす適格事業のみに関連する支出または投資の新規ファイナンスまたはリファイナンスに充当される債券・ローン
- ソーシャルファイナンス：ソーシャル適格要件のみを満たす適格事業のみに関連する支出または投資の新規ファイナンスまたはリファイナンスに充当される債券・ローン
- サステナビリティファイナンス：1つの適格事業でグリーン適格要件及びソーシャル適格要件を満たす場合、または充当される複数の適格事業においてグリーン適格要件及びソーシャル適格要件を満たす事業に関連する支出または投資の新規ファイナンスまたはリファイナンスに充当される債券・ローン
- ネイチャーファイナンス：ネイチャー適格要件のみを満たす適格事業のみに関連する支出または投資の新規ファイナンスまたはリファイナンスに充当される債券・ローン

なお、このフレームワークにもとづき、当社グループはグループレベル、及びグループを構成する各企業にて、グリーンファイナンス、ソーシャルファイナンス及びサステナビリティファイナンス及びネイチャーファイナンスを調達することができます。

2.1 調達資金の使途 Use of Proceeds

本フレームワークにもとづき、調達された資金は、新規または既存の適格事業に関連する支出または投資の新規ファイナンスまたはリファイナンスに充当されます。以下に、適格事業、GBP/SBP/昆明・モントリオール生物多様性世界会議（GBF） のカテゴリー、環境・社会面での目的及び期待される効果を示します。

<グリーン適格事業>

下記のグリーン適格要件を満たす環境に関する性能を確認済の建物及び当該建物に関連する土地取得等含めた事業とします（※4）。

※4：土壤汚染や水質汚染等の問題が残る土地取得は含めないこととします。

適格事業

以下のいずれかの建物認証を取得または、更新した建物。または、将来取得又は更新予定の建物。

- ZEB 認証（ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented）
- CASBEE 建築（新築、既存、改修）または CASBEE 不動産（地方自治体による CASBEE を除く）における S ランク、A ランクもしくは B+ランク
- LEED-BD+C（Building Design and Construction）または LEED-O+M(Building Operations and Maintenance) 認証（ともに v4 以降）における Platinum、Gold または Silver
- BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）においては以下の通り
 - 平成 28 年度基準：5 つ星、4 つ星または 3 つ星（既存不適格（※5）は除く）
 - 令和 6 年度基準：（非住宅）レベル 6、5、4（既存不適格（※5）は除く）、（住宅）レベル 3 以上

※5：工場等（物流倉庫含む）：BEI = 0.75 超えではないこと

- DBJ Green Building 認証における 5 つ星、4 つ星または 3 つ星
- BCA（シンガポール建築建設局）Green Mark 認証における Platinum、Gold Plus または Gold
- BREEAM 認証における Outstanding、Excellent または Very good (BREEAM New Construction の場合 v6 以降)
- 集合住宅における ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）に該当する住棟（ZEH-M、Nearly ZEH-M、ZEH-M Ready、ZEH-M Oriented のいずれかの定義に該当する建物）

生物多様性の保全に資する事業

- 生物多様性に配慮した緑地空間整備及び維持管理に関する支出
- 森の保全費用（奥多摩町「つなぐ森」）
- 以下の第三者認証を取得又は更新するための支出

ABINC、SEGES、JHEP、TSUNAGU

<ソーシャル適格事業>

下記いずれかのソーシャル適格要件を満たす建物および当該建物に関する土地取得等含めた事業とします。

適格事業

- 防災：地震や台風などの自然災害の発生確率の高い日本において、災害時に「安全・安心」を提供する拠点機能を担う施設や装備に関する投資や出費であること。ビルの利用者のみならず、周辺の人々や周囲の帰宅困難者を受け入れる場所の確保、食料・資機材などの備蓄を含む。
 - 雇用の創出：社会課題を解決する事業の創出、雇用の機会が限定された人々による事業の立ち上げを図る中小事業者へのワーキングスペースや事業成長への機会の提供に関する投資や支出であること（オフィスの効率化や、起業及びさらなる成長のためにオフィスを構えたいなどの企業を中心としたニーズに資するために提供しているサービス付小規模オフィス「H¹O」に関する事業が挙げられます）。
 - 高齢者・介護向けサービス：日本において急速に進む高齢化により増加する潜在的に脆弱な立場になる人々への生活に必要不可欠なサービスを提供するための投資や支出であること（高齢化の進行に伴う、介護や自立した生活が送れるような支援などのニーズに資するために提供している賃貸型シニアレジデンス「オウカス」に関する事業が挙げられます）。医療介護施設、介護離職への解決手段としての社会インフラを含む。
 - コミュニティ・エンパワーメント：ライフスタイルの変化に伴う住まいへのニーズの多様化やオフィスに対する価値観の変化等を背景とした、人々の多様な働き方を支援する（テレワーク利用やサテライト促進などの多様な働き方のニーズに資するために提供しているシェアオフィス「H¹T」（入会金・月額固定費等が掛からない料金形態や、首都圏エリアを中心に313拠点（※6）を構えるなど高い利便性を有す）に関する事業が挙げられます）。
- ※6：2025年10月中旬時点、提携店含む。
- 少子高齢化や単身世帯の増加等による住民同士のつながりの希薄化という社会課題に対して、コミュニティ形成を促し、災害などの非常時に円滑な共助や治安の向上等、街の持続可能性をソフト面から支える（地域に貢献する街づくり活動の「Be ACTO」等が挙げられます）。
- 手ごろな価格の住宅供給：アフォーダブルな住宅の供給に資する投資や支出（例：現在日本では少子化が社会課題であり、子育て世帯に向けた住みやすい環境の形成を目指す東京都が推進する「官民連携アフォーダブル住宅供給促進ファンド」への出資や、当社グループによるアフォーダブル住宅の取得、建設に関する支出（土地取得含む））。

<ネイチャー適格事業>

下記のネイチャー適格要件を満たす事業とします。

適格事業

- 森の保全費用（奥多摩町「つなぐ森」）（※7）

※7：ネイチャー適格プロジェクトはグリーン適格プロジェクトにも該当します。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

1. プロジェクトの環境改善効果・社会的便益について

野村不動産グループは、企業理念「あしたを、つなぐ」を基盤に、サステナビリティポリシー「Earth Pride—地球を、つなぐ—」を策定している。サステナビリティポリシーは2050年のありたい姿として「人間らしさ」、「自然との共生」、「共に創る未来」の3テーマで構成され、その実現に向け、野村不動産グループは2030年までの重点課題（マテリアリティ）として「ダイバーシティ&インクルージョン」「人権」「脱炭素」「生物多様性」「サーキュラーデザイン」の5項目を設定し、それらに対応するKPIと定量目標も併せて設定している。

今般、本フレームワークに追加されたグリーン、ソーシャル及びネイチャープロジェクトは、サステナビリティポリシーやマテリアリティと密接に関連しており、野村不動産グループの方針と整合している。以下では、追加プロジェクトの環境改善効果・社会的便益を確認する。

①今般追加となったグリーンプロジェクト及びネイチャープロジェクトについて

追加プロジェクト1：グリーンビルディング（ZEB、BREEAM）

追加プロジェクト1は、環境認証を取得済または取得予定の新規・既存物件の開発・取得に係る支出を対象としている。本資金使途は、「グリーンボンド原則」及び「グリーンローン原則」における「地域、国または国際的に環境性能のために認知された標準や認証を受けたグリーンビルディング」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」で例示される資金使途のうち、「グリーンビルディングに関連する事業」に該当する。

今般追加された認証は後述の通りであるが、いずれも国内あるいは海外で広く認知された環境認証であるとともに省エネ性能等で一定水準を満たしていることから、これらの認証を取得した建築物には環境改善効果が期待できる。

ZEB（Net Zero Energy Building）

ZEB（Net Zero Energy Building）は、建築物における一次エネルギー消費量を、建築物・設備の省エネ性能の向上、エネルギーの面的利用、オンサイトでの再生可能エネルギーの活用等により削減し、正味（ネット）でゼロにすることを目指した建築物である。

ZEBには、①ZEB（省エネ（50%以上）+創エネで100%以上の一次エネルギー消費量削減を実現している建物）、②Nearly ZEB（省エネ（50%以上）+創エネで75%以上の一次エネルギー消費量削減を実現している建物）、③ZEB Ready（50%以上の一次エネルギー消費量削減を実現している建物）、④ZEB Oriented（延べ面積10,000 m²以上で、事務所・学校・工場等の場合は40%以上、ホテル・病

院・百貨店・飲食店・集会所等の場合は 30%以上の一次エネルギー消費量削減を実現している建物)の 4 段階があり、いずれの省エネ性能も BELS の 5 つ星に相当する。

野村不動産グループは、本フレームワークにおいて、建築物の省エネ性能を示す指標（BEI 等）が ZEB 基準の水準相当を満たす物件を適格クライテリアに含めている。ZEB 基準相当（ZEB、Nearly ZEB、ZEB ready、ZEB Oriented）の建物は、BELS（令和 6 年度基準）に照らせば、工場等・事務所等・学校等であればレベル 5 相当以上、その他非住宅であればレベル 4 相当以上の環境性能を有することとなり、いずれの場合も資金使途として適切であると JCR は評価している。

BREEAM

BREEAM (Building Research Establishment Assessment Method) は、英国建築研究所 (BRE) が 1990 年に開発した、建物の持続可能性を科学的根拠に基づき評価・認証する国際的基準である。評価は、管理、健康・快適性、エネルギー、輸送、水、素材、廃棄物、土地利用・生態系、公害、イノベーションの 10 項目から構成され、新築・既存の双方に適用される。評価は種別ごとに行われ、最新版は 2025 年 9 月にローンチされた v7 である。結果は合計スコア（100%）に応じ、Outstanding (85%以上)、Excellent (70%以上)、Very Good (55%以上)、Good (45%以上)、Pass (30%以上)、Unclassified (30%未満) の 6 段階で評価される。スコアは各項目の素点に、用途に応じて設定された重み係数を掛けて算出され、特にエネルギー分野の比重が大きい。また運用段階の CO₂排出量や断熱性能、設備の省エネ性能等、実効的な省エネ性能が評価に反映される点が特徴である。

野村不動産グループが適格クライテリアとして定めた「Very Good 以上」は、幅広い項目で一定水準以上の得点が求められるため、環境性能の高い建物に限定されるといえる。したがって、BREEAM 認証（Very Good 以上）を取得したグリーンビルディングの取得は、資金使途として適切であると JCR は評価している。

以上から、本プロジェクトは資金使途として適切であると JCR は評価している。

追加プロジェクト 2：生物多様性に配慮した緑地空間整備及び維持管理に関する支出

追加プロジェクト 2 は、生物多様性に配慮した緑地空間整備及び維持管理に関する支出を想定している。具体的には、野村不動産グループが手掛けている東京都港区の複合施設である BLUE FRONT SHIBAURA (S 棟) の敷地西側における「GREEN WALK¹⁰」のような大規模な連続緑地の形成や、大規模マンションのプラウドシティにおける周辺生態系と調和した緑地計画、レインガーデンの整備¹¹、鳥類等が集う環境整備等の取り組みを指す。

本資金使途は、「グリーンボンド原則」及び「グリーンローン原則」における「生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理」及び「陸域及び水域の生物多様性保全」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「自然資源・土地利用の持続可能な管理に関する事業」及び「生物多様性保全に関する事業」に該当する。

生物多様性をめぐる世界の動向として、2022 年 12 月の「生物多様性条約 第 15 回締約国会議(CBD-COP15)」では、2030 年までの新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組 (GBF)」が採択された。これを受け、日本政府は 2023 年 3 月に「生物多様性国家戦略」を改定し、生物多様性の

¹⁰ BLUE FRONT SHIBAURA ウェブサイト <https://www.bluefrontshibaura.com/shops-restaurants/green-walk/>

¹¹ 野村不動産—PROUD— ウェブサイト https://www.proud-web.jp/magazine/feature/feature_19/

損失を止めて反転させる「ネイチャーポジティブ」を2030年のミッションとして掲げた。同戦略ではその実現に向け、2030年までに陸域・海域の30%以上を健全な生態系として保全する「30by30目標」の達成等が特に重要とされている¹²。環境省が示した「30by30 ロードマップ」では、多様な主体の協働が不可欠とされ、民間企業には保護地域やOECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する区域）^{13,14}の保全への貢献に加え、事業を実施するに際しての生物多様性への配慮、適切な目標設定や情報開示、目標達成に貢献する製品・サービスの取り扱い等が役割として求められている¹⁵。

また、日本政府は「まちづくりGX」という方針のもと、都市開発において気候変動への対応や生物多様性の確保を進めるため、都市緑地が持つ多様な機能の強化に取り組んでいる¹⁶。この流れを受け、2024年には「都市緑地法」が改正され、同年12月に「緑の基本方針」が策定された。「緑の基本方針」では、緑地の保全・創出の意義、達成すべき目標、さらには行政と民間それぞれに求められる役割が示されている¹⁷。このような行政の動きと並行して、民間でも都市の緑地化を後押しする仕組みが整備されつつある。都市緑化を推進する支援策に加え、緑地創出を促しプロジェクトの質向上を図るため、都市の緑地化・生態系への貢献度を評価する認証制度が新たに創設される等、民間主導の取り組みも活発化している。

野村不動産グループは2030年の「ネイチャーポジティブ」実現を見据え、2024年に「野村不動産グループ 生物多様性方針」を策定した。同方針はWWFジャパンの監修を受け、国際的な潮流や要求に対応する形で、生物多様性保全の基本的な考え方と行動指針を示したものである。さらに同年には、国際的枠組みであるTNFD提言に基づく情報開示を開始している。

また、野村不動産グループはマテリアリティとして「脱炭素」や「生物多様性」を掲げ、自然資本への影響を最小化しながら価値創造につなげる取り組みを強化している。

マテリアリティの実現に向け、野村不動産では2025年3月に「Link NATURE Action¹⁸」を策定したことを公表している。「Link NATURE Action」は野村不動産が住宅事業及び都市開発事業において、生物多様性の取り組みを示すものとなっている。具体的な行動として、①行政基準を上回る緑化率（基準×110%以上）の確保、②在来種の積極的採用、③建物における木材活用の推進、④取り扱う物件での生物多様性認証（ABINC・JHEP・SEGES・TSUNAG）の取得を挙げ、住宅事業では2024年7月に設計開始をした物件から、都市開発事業においては2025年度の計画物件から適用している。

以上から、追加プロジェクト2は資金使途として適切であるとJCRは評価している。

追加プロジェクト3：(生物多様性関連の) 第三者認証を取得又は更新するための支出

追加プロジェクト3は、生物多様性に関する第三者認証の取得・更新に係る支出を想定している。本フレームワークで適格とされている第三者認証は後述の通りであるが、これらの認証はいずれも企業が創出・管理する緑地を対象に、生物多様性への貢献度を第三者が評価・認証し、取り組みを可視化する生物多様性に関する認証である点が共通している。

¹² 環境省ウェブサイト <https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/initiatives/index.html>

¹³ 環境省ウェブサイト [https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/kyosei/](https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/kyousei/)

¹⁴ Other Effective area-based Conservation Measures の略称。2018年のCOP14にて国際的な定義が採択・確定された

¹⁵ 環境省「30by30 ロードマップ」 <https://www.env.go.jp/content/900518835.pdf>

¹⁶ 国土交通省ウェブサイト「まちづくりGX」 https://www.mlit.go.jp/toshi/kankyo/toshi_daisei Tk_000089.html

¹⁷ 国土交通省ウェブサイト「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針」

<https://www.mlit.go.jp/toshi/kankyo/content/001853287.pdf>

¹⁸ 野村不動産ウェブサイト 野村不動産の生物多様性保全 <https://www.minnade-tsunagu.com/linknatureaction/>

本資金使途は、「グリーンボンド原則」及び「グリーンローン原則」における「生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理」及び「陸域及び水域の生物多様性保全」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「自然資源・土地利用の持続可能な管理に関する事業」及び「生物多様性保全に関する事業」に該当する。野村不動産グループが生物多様性認証の取得に注力することになったのは、既述の通り、生物多様性をめぐる社会的動向とそれを受け野村不動産グループが策定したマテリアリティ、生物多様性方針及び「Link NATURE Action」等の諸方針によるものである。

本プロジェクトにおいて適格とされている認証は以下の通りである。

ABINC（エーピンク）認証

ABINC は「いきもの共生事業推進協議会（Association for Business Innovation in harmony with Nature and Community）」の略称であり、ABINC 認証は同協議会が運営する生物多様性認証を指す。この認証では、企業施設内の緑地について、生物多様性に貢献する緑地の量や質、持続可能な維持管理等が評価される。認証取得のプロセス自体が生態系に配慮した緑地計画を促し、環境価値を高める効果を持つと考えられることから、資金使途として適切である。

SEGES（シージェス）

SEGES（Social and Environmental Green Evaluation System）は、SEGES 評価・認定委員会が運営する制度で、企業が保有・創出する緑地が、地球温暖化やヒートアイランド現象の緩和、地域生態系の保全、景観形成、コミュニティ醸成、安全・安心な街づくり等、社会や環境にどの程度貢献しているかを総合的に評価する認証である。ABINC と同様にこれら認証の取得に向けた調査・計画・審査プロセスは環境性能の向上や生態系への配慮を促すことから、資金使途として適切であると考えられる。

JHEP（ジェイヘップ）

JHEP（Japan Habitat Evaluation and Certification Program）は、公益財団法人日本生態系協会が運営する、生物多様性の保全や回復への貢献度を客観的かつ定量的に評価・認証する制度である。米国で開発されたハビタット評価手続き(HEP)が基礎になっている。野生生物の潜在的なすみやすさ(HSI)や植生の地域らしさ(VEI)等を組み合わせて、生態系の価値を点数で評価できる点が特徴である。JHEP はプロジェクトが有する生態系の改善効果の度合いを科学的且つ定量的に測定可能な制度であることから、資金使途として適切であると考えられる。

TSUNAG（ツナグ）

TSUNAG 認証は、都市緑地法に基づき、国土交通省が民間事業者や自治体による良質な緑地の整備・管理を、気候変動対策・生物多様性の確保といった緑地の「質」と「量」の両面から評価し認定する制度である。対象となるのは、都市計画区域等内で新たに緑地を創出・管理する事業や、既存緑地の質の向上に資する事業で、緑地面積 1,000 m²以上かつ緑地割合 10%以上という規模要件が特徴となっている。TSUNAG は、気候変動緩和をはじめとする多面的価値を持つ都市緑地を国として認証し、その価値を可視化する仕組みであり、GRESB や TNFD との連携も行われている¹⁹。こうした評価

¹⁹ 国土交通省 https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi03_hh_000158.html

プロセスは、緑地による環境改善効果を明確に示すことができることから、資金使途として適切であると考えられる。

以上から、追加プロジェクト3は資金使途として適切とJCRは評価している。

追加プロジェクト4：森の保全費用（奥多摩町「つなぐ森」）

追加プロジェクト4は、野村不動産グループが東京都奥多摩町に有する森林（通称「つなぐ森」）で行う「『森を、つなぐ』東京プロジェクト」に関する支出である。

本資金使途は、「グリーンボンド原則」及び「グリーンローン原則」における「生物自然資源及び土地利用に係る環境持続型管理」及び「陸域及び水域の生物多様性保全」、「グリーンボンドガイドライン」及び「グリーンローンガイドライン」に例示されている資金使途のうち、「自然資源・土地利用の持続可能な管理に関する事業」及び「生物多様性保全に関する事業」に該当する。

わが国の国土の約7割を占める森林は、地球温暖化防止、自然環境の保全、水源の涵養、生物多様性の保全等の多面的機能を有していると言われている²⁰。わが国では、木材を伐採しやすいサイトばかりで伐採が進むことで、皆伐²¹が偏って再造林が進まない森林が見受けられる他、豪雨の増加等により山地災害が頻発する等、前述した多面的機能に支障を及ぼしかねない問題が生じている。このような問題に対して、国は今後の施策展開に際しての視点や基本的な方向を示した「森林・林業基本計画」を定めている。同計画は、森林を適正に管理して、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、2050年のかーボンニュートラル実現も見据えた豊かな社会経済を目指すものである²²。

野村不動産グループは、東京都奥多摩町の約150ヘクタールの森林に2022年から30年間の地上権を設定した形で有しており、「『森を、つなぐ』東京プロジェクト」を遂行している。「『森を、つなぐ』東京プロジェクト」は、野村不動産グループが主力事業エリアとしている東京都心に近い奥多摩町の森林で、ランドスケープアプローチ²³により、森を通した社会的課題の解決を目指し行う様々な取り組みを指す。当該プロジェクトの始動に際して、野村不動産グループは、①地域振興・雇用創出、②自然環境保全・気候変動対策、③循環経済・遊休地域資源活用、④研究開発を連携事項として奥多摩町と包括連携協定を締結している。

「『森を、つなぐ』東京プロジェクト」では、「森づくり・脱炭素」、「生物多様性」、「人づくり」及び「共にする未来」の観点で多様な取り組みが進められている。その中でも、生物多様性に関連するものとしては以下が挙げられる。

(i) 生物多様性を重視した森林管理方式の採用

森林の管理にあたり、生物多様性を重視した森林経営計画を策定。また、「つなぐ森」は森林認証制度「SGEC/PEFC FM」認証を取得している。

²⁰ 林野庁によれば、森林には8つの多面的機能があるとされている。<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/tamenteki/>

²¹ 皆伐（かいばつ）とは、対象となる森林の区画にある樹木を全て伐採することを指す。

²² 林野庁ウェブサイト <https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/plan/>

²³ 一定の地域や空間において多様な人間活動と自然環境を総合的に取扱い、課題解決を導き出す手法

(ii) 生態系調査の実施

2023年4月より計12回の生態系調査を実施しており、これまでにヒガシヒダサンショウウオ（絶滅危惧種）、ギンラン（絶滅危惧種）等の重要種42種類の生息が確認されている²⁴。

(iii) 小規模モザイク状皆伐の採用

木材の収穫は、生物多様性を重視した「小規模モザイク状皆伐」（一度に広範囲の皆伐を行わず、毎年離れたエリアを小規模な範囲で順番に皆伐していく方式）にて行われる。生態系の保全や土壤・水源涵養に有効な方式であり、野村不動産グループでは、周辺地域に生息するとされる絶滅危惧種であるクマタカの営巣期や河川への土砂流入の抑制等に配慮しながら皆伐を行っている。

(iv) 複層林²⁵による生物多様性の保全能力発揮

「つなぐ森」は現在面積の大半を針葉樹が占めており、皆伐・植林等を行う過程で、一部に広葉樹の苗木を植えて育てることで、将来的に生物多様性の保全能力を発揮させやすい複層林となることを目指している。

上記の取り組みが評価され、「つなぐ森」は2023年10月に環境省「自然共生サイト²⁶」に認定されている。

野村不動産グループは「野村不動産グループ生物多様性方針」において、生物多様性の保全に関する国際目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に賛同し、ネイチャーポジティブの達成に向けた行動を促進することを掲げている。「『森を、つなぐ』東京プロジェクト」では、「つなぐ森」の目指す姿として、「野村不動産グループ生物多様性方針」に資する4つのKGIを策定している。KGIには、森林という自然資源に関するもの及び生物多様性に関するものから構成されており、KGIのモニタリングを通じて、自然資源及び生物多様性の維持・改善に係る取り組みが推進されるものと考えられる。

KGI	1 健全な生態系ピラミッドの維持	2 重要種の保全	3 林業と生物多様性の共生	4 生態系サービスの活用
KPI	猛禽類 ¹ の生息の有無	重要種の確認種数	草地環境の創出面積(m ²) 地域性種苗 ² の植栽本数(本)	サステナブルツーリズム等による利用者数 ³
計測方法	5年毎に生態系調査を実施	5年毎に生態系調査を実施	毎年計測	毎年計測

*1 猛禽類：生態系の上位性の観点から、猛禽類（クマタカ、フクロウ等）を生態系ピラミッドの維持に関する指標種として選定

*2 地域性種苗：地域に自生している樹から採取された地域性が確かな苗木

*3 サステナブルツーリズム等による利用者数：ツーリズム等によるオーバーユースを防止するため、「生態系管理計画」におけるノーニングを前提としたツーリズムプログラム等を実施。また、ツーリズム等の内容の妥当性や、それらによるつなぐ森への影響については、生物多様性有識者会議において継続的に議論・ご確認

図表1：KGI一覧²⁷

以上より、本プロジェクトは明確な環境改善効果が認められるとJCRは評価している。

²⁴ 2023年10月時点

²⁵ 樹齢や樹種の違いから異なる高さの樹木で構成される森のことをいう。

²⁶ 環境省は民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を自然共生サイトとして認定している
[https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/kyosei/](https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/kyousei/)

²⁷ 「森を、つなぐ」東京プロジェクトパンフレット

https://www.minnade-tsunagu.com/mori_wo_tsunagu/library/moriwotsunagu-pamphlet2025.pdf

本プロジェクトは本フレームワークにおいて、ネイチャープロジェクトとしても位置付けられていることから、以下の通り SBN ガイドを参照して策定された JCR グリーンファイナンス評価手法が定めるネイチャーファイナンスとしての要件を満たしているかどうかについても確認する。

要件 1：評価対象（となったフレームワーク）により調達される、又は参照され調達される資金を充当するプロジェクトが、以下のうち 1 つ以上に貢献するか。

- (a) 生物多様性、エコシステム及びエコシステムサービスの回復と保全
- (b) 土地と海の利用変化、天然資源の過剰搾取、汚染、侵入種の拡散、気候変動など、生物多様性、エコシステム、及びエコシステムサービスの損失の直接的な推進要因の一つ以上を減らすための経済活動の転換
- (c) 経済部門全体での自然に基づくソリューションの統合
- (d) 上記(a)から(c)のいずれかのプロジェクトをサポートする政策、ツール、活動の実施

本プロジェクトでは、前述の通り健全な森林サイクルの構築を目的とした伐採・植林・間伐、生物多様性の保全を目的とした希少種の保護・複層林化等が行われている。以上から、本プロジェクトは (a) 及び (b) に貢献する取り組みであると JCR は評価している。

要件 2：当該プロジェクトは、グリーンボンド原則で指定された 5 つの環境目的（気候変動緩和、気候変動適応、天然資源保護、生物多様性、汚染の予防と管理）の 1 つ以上に貢献することができるか。

本プロジェクトは、「気候変動緩和」、「天然資源保護」及び「生物多様性」に貢献することができると JCR は評価している。

要件 3：発行体は生物多様性に関する戦略を有しており、当該戦略及び資金使途の対象となるプロジェクトが昆明・モントリオール生物多様性枠組（GBF）のターゲットと紐づけられるか。

野村不動産グループは、「生物多様性」を「脱炭素」や「サーキュラーデザイン」と並ぶ環境面の重点課題（マテリアリティ）の一つであると位置づけ、前述の通り 2024 年 4 月に「野村不動産グループ 生物多様性方針」を策定した。また、「『森を、つなぐ』東京プロジェクト」では、「野村不動産グループ 生物多様性方針」に資する 4 つの KGI を策定している。以上から、野村不動産グループが生物多様性に関する戦略を有していると JCR は評価した。

また、本プロジェクトは、昆明・モントリオール生物多様性枠組（GBF）のターゲット「2.すべての劣化した生態系の 30%を回復する」、「3.陸域、水域および海域の 30%を保全する」、「11.自然の恵みの回復、維持及び増大」と紐づけることができると JCR は評価している。

要件 4：本プロジェクトに係るレポートにおいて、少なくとも 1 つ以上の生物多様性に係る定量的指標が含まれているか。

本プロジェクトでは、「管理されている森林の面積」がレポート指標として設定されている。

以上より、追加プロジェクト 4 は、グリーンファイナンスの資金使途として適切であるのみならず、ネイチャーファイナンスの資金使途としても適切であると JCR は評価している。

②今般追加となったソーシャルプロジェクトについて

追加プロジェクト5：手ごろな価格の住宅供給

追加プロジェクト5は、東京都が推進する「官民連携アフォーダブル住宅供給促進ファンド事業」に対する出資及び当該ファンドの運営事業への参画を指している。本事業には、野村不動産グループからは野村不動産及び野村不動産投資顧問株式会社が民間運営事業者として参画予定である。本資金使途は、「ソーシャルボンド原則」及び「ソーシャルローン原則」における子育て世代を対象とした「手ごろな価格の住宅」に該当する。

官民連携アフォーダブル住宅供給促進ファンドは、東京都内での居住を希望する子育て世帯向けに、相場より約2割低い賃料²⁸で住める賃貸住宅を供給することを目的として、東京都と民間事業者が共同で2026年2月に組成する基金である。ファンド総額は200億円（東京都100億円・民間100億円）とされ、2026年度から事業を開始し、期間中に約300戸の供給を目指している。

物件の取得・改修・管理・家賃設定は民間運営事業者が担う。野村不動産及び野村不動産投資顧問が手がける物件は、子育て世帯向けの新築賃貸マンションとして供給される予定である。

この事業が立ち上げられた背景には、東京都を含む日本全体で少子高齢化対策が急務となる中、東京都内では子育て世帯に適した住宅が十分に供給されていないという社会課題の存在がある。

東京都が実施した都内在住の1万人を対象にした「令和7年度 若年層及び子育て世代を対象とした意識調査²⁹」では、「望む人が子育てをする上で、住環境・教育での課題」というアンケートの結果において、44.4%の人々が「住宅に係る家賃や購入費が高い」と回答したことが明らかになっている。この調査の回答者1万人には、すでに子育てを行っている世帯だけでなく、既婚で子どものいない夫婦や、未婚で将来子を持つ可能性のある若年層も含まれている。そのため、この結果は現在子育てをしている人々だけではなく、これから子どもを持つことを考えている層にとっても、東京都で子育てをする際の住宅費の高さが大きな負担として受け止められていることを示唆していると言える。

東京都は「東京都住宅マスタープラン（2022年3月）³⁰」において、子育て世帯向け住宅の不足を重要な社会課題として位置付けている。また、「東京都の少子化対策2025³¹」でも、子育て世代が手ごろな価格で住める住宅の確保が少子化対策の強化に不可欠であることが明確に示されている。

これを受け創設されるのが「官民連携アフォーダブル住宅供給促進ファンド」であり、野村不動産グループが培ってきた知見を活かして参画することには社会的意義を有すると考えられる。

さらに本プロジェクトは、同グループの2050年サステナビリティポリシーのテーマ「人間らしさ」が掲げる「誰ひとり取り残さない、人が支え合いながら暮らせる社会づくり」というテーマを具体化する取り組みとも言える。

²⁸ 東京都産業労働局「『官民連携アフォーダブル住宅供給促進ファンド』の運営事業者候補を選定」
<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/sangyo-rodo/Sentei>

²⁹ 東京都子供政策連携室「令和7年度 若年層及び子育て世代を対象とした意識調査 アンケート調査報告書 本編」
https://www.kodomoseisaku.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kodomoseisaku/r7_isikityosa_honpen_pdf

³⁰ 東京都「東京都住宅マスタープラン」
<https://www.jutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/jutakuseisaku/843master-01?2022=>

³¹ 東京都「少子化対策の推進に向けた論点整理（概要版）」
https://www.kodomoseisaku.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kodomoseisaku/rontenseiri2025_gaiyou_pdf

以上から、追加プロジェクト5は前述した社会課題の解決への貢献が期待できることから、JCRは社会的便益があるものと評価した。

2. 環境・社会に対する負の影響について

環境・社会的リスクにかかる本フレームワーク

2.2 プロジェクトの評価と選定のプロセス Process for Project Evaluation and Selection

すべての適格候補事業は、環境・社会的リスク低減のために以下について対応していることを確認します。

- 事業実施の所在地の国・地方自治体にて求められる環境関連法令等の遵守と、必要に応じた環境への影響調査の実施
- 事業実施にあたり地域住民への十分な説明の実施
- CSR 調達ガイドラインに沿った資材調達、環境負荷物質への対応、廃棄物管理の実施
- 分譲住宅、賃貸オフィスについては、設計・施工段階における環境性能仕様について定めた「設計基準」「品質マニュアル」に基づく環境対応の実施

なお、現在当社グループでは、社会・環境に関するリスク管理（ESGに関する問題含む）についても定期的に確認を行っています。社会・環境面に関する出来事や課題等について、債券の償還・ローンの返済までの期間においても野村不動産ホールディング及びグループ会社の取締役などで構成される「サステナビリティ委員会（緊急性・重要性等に応じ、上位の会議体である経営会議・取締役会の場合あり）」において重大な影響があるものに関しては内容が報告される予定です。

【本フレームワークに対するJCRの評価】

野村不動産グループは、プロジェクトの開発の際に安全品質基準に照らし仕様を決定している。当該基準は、環境面の配慮のみならず BCP、入居者のウェルネスを含めた社会的な側面も対象としており、開発対象のプロジェクトがネガティブな影響を生み出さないことを確認した上で進められている。万が一、重大な影響を及ぼす事象が生じた際には、サステナビリティ委員会等に報告がなされ、それに基づき対応策が講じられる体制が築かれている。

以上より、JCRは本フレームワークで定める資金使途について、想定される環境・社会に関するネガティブな影響について、引き続き適切な回避・緩和策が講じられていると評価した。

3. SDGs との整合性について

今般、資金使途に追加されたプロジェクトは、ICMA の SDGs マッピングに照らすと、以下の SDGs の目標及びターゲットに貢献すると評価した。



目標 3：すべての人に健康と福祉を

ターゲット 3.8 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) を達成する。



目標 5：ジェンダー平等を実現しよう

ターゲット 5.4 公共のサービス、インフラおよび社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。



目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.2 2030 年までに、世界のエネルギー믹스における再生可能エネルギーの割合を大幅に増やす。
 ターゲット 7.3 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。



目標 8：働きがいも経済成長も

ターゲット 8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
 ターゲット 8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。



目標 9：産業と技術革新の基礎をつくろう

ターゲット 9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
 ターゲット 9.5 2030 年までにイノベーションを促進させることや 100 万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとする全ての国々の産業セクターにおける科学的研究を促進し、技術能力を向上させる。



目標 10：人や国の不平等をなくそう

ターゲット 10.2 2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。

目標 11：住み続けられるまちづくりを



ターゲット 11.3 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
 ターゲット 11.6 2030 年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
 ターゲット 11.7 2030 年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。



目標 13：気候変動に具体的な対策を

- ターゲット 13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。
ターゲット 13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。



目標 15：陸の豊かさも守ろう

- ターゲット 15.1 2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
ターゲット 15.2 2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
ターゲット 15.4 2030 年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。

評価フェーズ 2: 管理・運営・透明性評価

m1(F)

I. 資金使途の選定基準とそのプロセス

【評価の視点】

本項では、本評価対象を通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクト・ネイチャープロジェクト・ソーシャルプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性及び一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRは本フレームワークにおける目標、グリーンプロジェクト・ネイチャープロジェクト・ソーシャルプロジェクト等の選定基準、プロセスについて、専門知識をもつ部署及び幹部が適切に関与しており、透明性も担保されていると判断している。

1. 目標

目標にかかる本フレームワーク（抜粋）

1.2 当社グループとサステナビリティ Nomura Real Estate Group and Sustainability

当社グループは、企業理念として「あしたを、つなぐー私たちは、人、街が大切にしているものを活かし、未来につながる街づくりとともに、豊かな時を人びとと共に育み、社会に向けて、新たな価値を創造し続けます」をステークホルダーへの約束として掲げています。この理念は、事業を通じた取り組みの中で私たちが常に心に留める大切なものです。お客様や社会に対しての「私たちの約束」です。また、これは当社グループが持続的な価値向上に向けて目指す姿でもあり、すべての活動のベースになっています。2019年4月には2020年3月期から2028年3月期を計画期間とする中長期経営計画を公表し一定の成果をあげました。一方、当社グループを取り巻く事業環境に関しては、人々のライフスタイルや価値観の多様化、日々の暮らしにおけるデジタル化の加速的な進展、また地政学リスクの高まりなど、日々変化し、また複雑さ・不確実さが増しています。

そのような事業環境の中で、当社グループが今後、持続的且つ高い利益成長を実現していくためには、「将来自分たちが、どのような価値を社会やお客様に提供している企業グループになりたいのか」という目指す姿、すなわち「ビジョン」を明確にし、そのビジョンのもと、価値創造の考え方・手法を、進化させ、また変革していく必要があると考えます。

このような課題認識のもと、2022年4月には「野村不動産グループ 中長期経営計画（2023年3月期～2031年3月期）」を策定するとともに、2030年をターゲットとする当社グループのビジョンとして「まだ見ぬ、Life & Time Developerへ」を策定いたしました。

また、同時に世界共通の課題である気候変動や災害の激甚化、人々の価値観の多様化など、経営・事業環境における変化を新たな成長機会と捉え、当社グループにおける2050年のありたい姿としてサステナビリティポリシー「Earth Pride—地球をつなぐー」及び、その実現のため2030年までの5つの重点課題（マテリアリティ）を策定しました。

<サステナビリティポリシー「Earth Pride —地球を、つなぐ—」>

Earth Pride

地球を、つなぐ

人間らしさ

自然との共生

共に創る未来

テクノロジーがますます発展し、人々の暮らしと融合する世の中において、人間の存在意義や人の幸せとは何かを問い合わせ続ける。人と人がお互いを支えながらり合う、人間らしい暮らしを提供し、誰ひとり取り残さない社会の実現に貢献する。

未来を生きる子どもたちと自然豊かな地球のために、人間の経済活動をもう一度見つめ直し、本来あるべき美しい環境との共生を実現する。地球の限りある資源を大切にしながら、自然と人間との関係をより良いものへと変えていく。

多種多様な組織・人が共に手をとりあい、それぞれの枠を超えて今までにない価値を生み出す。そして、背景や価値観の異なる人々が個性を活かし合う創造的な社会をめざし、暮らし・ビジネス・働き方において、常識にとらわれず挑戦し続ける。

<2030年までの重点課題（マテリアリティ）>

重点課題 (マテリアリティ)	計測指標(KPI)	実績・進捗状況
社会と社員  ダイバーシティ & インクルージョン	インクルーシブデザイン※1の商品・サービスの提供	インクルーシブデザイン、バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進 ダイバーシティ&インクルージョン
	調達ガイドライン アンケート実施率80%	「調達ガイドライン」に基づく調達およびサプライヤーマネジメントの高度化 サプライチェーンマネジメント
	人権デューデリジェンスの体制構築	人権デューデリジェンスの体制構築 人権
	男女育児休業取得率 100%	多様な働き方の促進 ダイバーシティ&インクルージョン
	女性マネジメント職層比率 20%	女性活躍促進 ダイバーシティ&インクルージョン
	1on1ミーティングの実施率 100%	人材育成の強化 ダイバーシティ&インクルージョン
	人権関連研修参加率100%	人権関連研修参加率100% 人権
気候変動と自然環境  脱炭素	CO2のScope1,2排出量60%削減、Scope3排出量50%削減(2020年3月期比)	CO2排出量の削減 脱炭素
	新築物件における省エネルギー性能指標 ZEH/ZEB oriented水準を確保	環境認証(DBJ Green Building、LEED、CASBEE、BELSなど)取得 脱炭素
	木質化建物の開発:炭素貯蔵量10,000t-CO2／年	国産・認証木材使用の促進 生物多様性
	生物多様性に関する認証取得	生物多様性認証(ABINC/JHEP/SEGES)取得数 生物多様性
	建物の長寿命化への取り組み:自社基準実施率100%	長寿命・高耐久化の商品・サービスの提供 サーキュラーデザイン
 サーキュラー デザイン	廃棄物量削減と廃棄物再利用率向上:産業廃棄物量削減率20%	廃棄物排出量削減 サーキュラーデザイン

【本フレームワークに対する JCR の評価】

野村不動産グループは、2050 年のありたい姿についてのビジョンを示すためにサステナビリティポリシー「Earth Pride—地球をつなぐー」を策定した。またそのポリシーの実践を図るべく 2030 年までの重点課題（マテリアリティ）を併せて策定した。

本フレームワークで資金使途になっている各プロジェクトは、いずれもサステナビリティポリシー及び 2030 年までの重点課題のいずれか又は複数と関連性を有しているものと整理できる。以上から、野村不動産グループが策定した本フレームワークは、引き続き同社の目標と整合的であると JCR は評価している。

2. 選定基準とプロセス

野村不動産グループは、本フレームワークにおいて、資金使途の選定プロセスを以下の通り定めている（太字及び下線を施している部分が今般の変更点）。

プロジェクトの評価と選定のプロセスにかかる本フレームワーク

2.2 プロジェクトの評価と選定のプロセス Process for Project Evaluation and Selection

本フレームワークに基づき発行されるグリーン、ソーシャル、サステナビリティまたはネイチャーファイナンスによる調達資金が充当される事業は、発行会社の管理部門（野村不動産ホールディングスにおいては、資金部及びサステナビリティ推進部）が調達資金の使途にて定める適格要件への適合状況に基づいて選定し、資金部担当役員が最終決定します。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では前回評価時点において、本フレームワークに記載されたプロセスについて適切と評価している。今般のレビューにおいてネイチャーファイナンスによる資金調達が追加されたが、本フレームワークのプロセスの実施体制に変更点はない。以上より、本フレームワークにおけるプロセスは引き続き適切であると評価している。

II. 調達資金の管理

【評価の視点】

調達資金の管理方法は、資金調達者によって多種多様であることが通常想定される。本項では、本評価対象に基づき調達された資金が確実にグリーンプロジェクト・ネイチャープロジェクト・ソーシャルプロジェクト等に充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、本評価対象に基づき調達した資金が、早期に各資金使途に充当される予定となっているか否か、加えて未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、野村不動産グループの資金管理体制が適切に構築されており、調達資金の管理方法については本評価レポートにおいて開示されることから、透明性が高いと評価している。

野村不動産グループは、本フレームワークにおいて、調達資金の管理につき以下の通り定めている（太字及び下線を施している部分が今般の変更点）。

調達資金の管理にかかる本フレームワーク

2.3 調達資金の管理

発行会社の資金管理部署（野村不動産ホールディングスにおいては資金部）がグリーン、ソーシャル、サステナビリティまたはネイチャーファイナンスとして調達した資金について、適格事業への充当及び管理を行います。本フレームワークにて発行されたグリーン、ソーシャル、サステナビリティまたはネイチャーファイナンスの残高がある限り、残高合計額が適格事業の資産合計額を超えないように充当を行います。

グリーン、ソーシャル、サステナビリティまたはネイチャーファイナンスによる調達資金が適格事業に充当されるまでの間、または十分な適格事業がない場合の未充当資金については、現金または現金同等物にて運用し、調達から3年程度の間に大半の充当を完了する予定です。また、調達した資金を充当した物件の売却等の理由により未充当資金が発生した場合は、他の適格要件を満たす事業に遅滞なく再充当しますが、それまでの期間については現金または現金同等物として管理します。なお、再充当に際して、グリーン、ソーシャルまたはネイチャーファイナンスにより調達した資金の充当は各々の適格要件を満たすように、サステナビリティファイナンスにより調達した資金の充当は、再充当後もグリーン適格要件及びソーシャル適格要件を満たすようにします。

発行会社の資金管理部署にて半期毎に資金の充当状況（適格事業の選定基準への準拠の確認含む）を内部で追跡、管理します。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCRでは前回評価時点において、本フレームワークに記載された資金管理体制について適切と評価している。今般のレビューにおいては、ネイチャーファイナンスが追加されたが、資金管理方法に実質的な変更点はない。よって、引き続き適切であると評価している。

III. レポートイング

【評価の視点】

本項では、本評価対象に基づく資金調達前後の投資家等への開示体制が、詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを評価する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、野村不動産グループのレポートイングについて、資金の充当状況及び環境改善効果、社会的便益について、投資家等に対して適切に開示される計画であると評価している。

野村不動産グループは、本フレームワークにおいて、レポートイングにつき以下の通り定めている（太字及び下線を施している部分が今般の変更点）。

レポートイングにかかる本フレームワーク

2.4. レポートイング

適格事業への充当状況ならびに環境・社会への効果を、年次で当社グループウェブサイトまたはサステナビリティレポートにて報告します。ローンの貸付人から要請があった場合は、貸付人への報告方法を協議の上決定します。

2.4.1 資金状況レポートイング

調達残高がある限り、年次で以下の項目について、実務上可能な範囲でレポートイングする予定です。

- 適格事業の概要（物件名と各物件の評価額を含む）
- 適格事業別の充当額と未充当額
- 未充当額がある場合は、充当予定期間
- 新規ファイナンスとリファイナンスの割合

資金充当状況に関する初回レポートはグリーン、ソーシャル、サステナビリティまたはネイチャーファイナンス実施から1年以内に行う予定です。なお、調達資金の金額が充当された後に大きな資金状況の変化が生じた場合は、適時に開示します。

2.4.2 インパクト・レポートイング

調達残高がある限り、年次で以下の項目について、実務上可能な範囲でレポートイングする予定です。

グリーン・ネイチャー適格要件を満たす事業については、以下の内容を開示します。

グリーン・ <u>ネイチャー</u> 適格プロジェクト	レポートイング内容
以下のいずれかの建物認証を取得または、更新した建物。または、将来取得又は更新予定の建物。	<ul style="list-style-type: none">● グリーン適格要件を満たす事業を構成する物件・事業の名称、取得した認証のレベル、取得・再取得時期

<p><グリーン適格要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>ZEB 認証 (ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented)</u> ● CASBEE 建築（新築、既存、改修）または CASBEE 不動産（地方自治体による CASBEE を除く）における S ランク、A ランクもしくは B+ランク ● LEED-BD+C (Building Design and Construction) または LEED-O+M(Building Operations and Maintenance) 認証（ともに v4 以降）における Platinum、Gold または Silver ● BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）においては以下の通り <ul style="list-style-type: none"> ➢ 平成 28 年度基準：5 つ星、4 つ星 または 3 つ星（既存不適格（※8）は除く） ➢ 令和 6 年度基準：（非住宅）レベル 6、5、4（既存不適格（※8）は除く）、（住宅）レベル 3 以上 ※8 工場等（物流倉庫含む）：BEI = 0.75 超えではないこと ● DBJ Green Building 認証における 5 つ星、4 つ星または 3 つ星 ● BCA（シンガポール建築建設局）Green Mark 認証における Platinum、Gold Plus または Gold ● <u>BREEAM 認証における Outstanding、Excellent または Very good (BREEAM New Construction の場合は v6 以降)</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● グリーン適格要件を満たす事業のポートフォリオレベルでの以下のデータ <ul style="list-style-type: none"> ✓ CO₂排出量 ✓ エネルギー使用量 ✓ 水使用量
<p><グリーン適格要件></p> <p>集合住宅における ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）に該当する住棟（ZEH-M、Nearly ZEH-M、ZEH-M Ready、ZEH-M Oriented のいずれかの定義に該当する建物）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 上記と同様
<p><グリーン適格要件></p> <p>生物多様性の保全に資する事業</p> <p>① 生物多様性に配慮した緑地空間整備及び維持管理に関する支出</p>	<p>① <u>生物多様性に関する取り組み概要</u></p> <p>② <u>森林管理面積及び、「森を、つなぐ」東京プロジェクトにおける取組事項やモニタリング指標等</u></p>

<p>② 森の保全費用（奥多摩町「つなぐ森」）</p> <p>③ 以下の第三者認証を取得又は更新するための支出 ABINC、SEGES、JHEP、TSUNAGU</p>	<p>③ <u>物件もしくはプロジェクト名、取得又は更新した認証種類及び認証取得／更新年</u></p>
<p><u>＜ネイチャー適格要件＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>森の保全費用（奥多摩町「つなぐ森」）</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>森林管理面積及び、「森を、つなぐ」東京プロジェクトにおける取組事項やモニタリング指標等</u>

ソーシャル適格要件を満たす事業については、区分毎に以下のアウトプット指標・アウトカム指標等

指標	防災	雇用の創出	高齢者 ・介護向けサー ビス	コミュニティ ・エンパワーメ ント	手ごろな価格 の住宅供給
アウトプット	<input type="checkbox"/> 防災関連における投資概要	<input type="checkbox"/> H ¹ O の概要	<input type="checkbox"/> オウカスの概要	<input type="checkbox"/> H ¹ T の概要 <input type="checkbox"/> Be ACTO に関する投資内容	<input type="checkbox"/> 投資（出資含む）支出の概要
アウトカム	<input type="checkbox"/> 防災対応品目と数量、供給対応人數	<input type="checkbox"/> テナント数 <input type="checkbox"/> 利用企業の属性等	<input type="checkbox"/> 高齢者向け住宅の利用者数	<input type="checkbox"/> H ¹ T の拠点数、会員数 <input type="checkbox"/> コミュニティ活動の状況（開催イベントの概要）	<input type="checkbox"/> アフォーダブル住宅の地域ごとの供給数や募集要項など
インパクト	「人、街が大切にしているものを活かし未来につながる街づくりとともに、豊かな時を人びとと共に育み社会に向けて、新たな価値を創造し続けること」				
	<input type="checkbox"/> 防災設備等の対応の結果、災害時において可能となった人的支援の状況（テナント及び周辺住民等の受入れ人数、物資の供給人数等）	<input type="checkbox"/> オフィス利用の結果、可能となつた事業機会の状況（交流会イベント等の開催概要・回数、利用者数等）	<input type="checkbox"/> 高齢者が安心して暮らせる住宅供給の状況（オウカスの竣工状況、各々の利用者数等）	<input type="checkbox"/> オフィス利用の結果、多様な働き方を実現した利用者の状況（拠点数、会員数） <input type="checkbox"/> コミュニティ活動による、地域の活性化の状況（開催イベントの概要・回数、参加者の人数等）	<input type="checkbox"/> 供給される住宅の利用者の状況（世帯数、住居人数等。なお、東京都「官民連携アフォーダブル住宅供給促進ファンド」投資の場合、一世帯当たりの平均児童数や地域全体の児童数の推移等）

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では前回評価時点において、本フレームワークに記載された資金の充当状況及び環境改善効果・社会的便益に係るレポートティングについて適切と評価している。今般のレビューにおいても、追加されたプロジェクトに対応するレポートティング内容はいずれも適切であることを確認した。なお、過去に野村不動産グループが調達したサステナビリティファイナンスに関しては、野村不動産ホールディングスのウェブサイト上で適切な指標とともに公表されていることを JCR は確認している。

IV. 組織のサステナビリティへの取り組み

【評価の視点】

本項では、資金調達者の経営陣がサステナビリティに関する問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、サステナビリティに関する分野を専門的に扱う部署の設置又は外部機関との連携によって、サステナブルファイナンス実行方針・プロセス、グリーンプロジェクト・ソーシャルプロジェクト等の選定基準等が明確に位置づけられているか、等を評価する。

▶▶▶ 評価対象の現状と JCR の評価

JCRでは、野村不動産グループがサステナビリティに関する問題を経営の重要課題と位置付け、外部の専門家の知見を取り入れてサステナビリティに関する方針・取り組みを推進していると評価している。

野村不動産グループは、企業理念として「あしたを、つなぐー私たちは、人、街が大切にしているものを活かし、未来（あした）につながる街づくりとともに、豊かな時を人びとと共に育み、社会に向けて新たな価値を創造し続けます」を掲げ、これをステークホルダーへの約束として明示している。

この企業理念を具体化する形で、同グループは 2050 年に向けたありたい姿としてサステナビリティポリシー「Earth Pride — 地球をつなぐー」を「人間らしさ」、「自然との共生」、「共に創る未来」という 3 つのテーマと併せて策定している。「人間らしさ」では「人」の尊厳を重んじる姿勢が示され、「自然との共生」では環境との調和を通じて未来世代を含む「人々」の暮らしを守っていこうとする考え方を示している。また、「共に創る未来」では、多様なステークホルダーと協働し、新たな価値を生み出す主体としての「人間」への信頼が示されており、野村不動産グループは、不動産に関連した多くの事業を展開している一方で、サステナビリティ活動の目指す先の中心を「人」に据えている。

これらの野村不動産グループのサステナビリティポリシーを体現する象徴的な取り組みの一つが、今般、本フレームワークの資金使途として新たに追加された「『森を、つなぐ』東京プロジェクト」である。前述の通り、同プロジェクトの取組テーマは、「森づくり・脱炭素」、「生物多様性」、「人づくり」及び「共に創る未来」であり、「森づくり・脱炭素」、「生物多様性」では「自然との共生」、「共に創る未来」は「共に創る未来」と強く関連していると考えられる。また、「人づくり」及びプロジェクト全体の進展により、「人間らしさ」につながりうると考えられ、サステナビリティポリシーの 3 つのテーマ全てに関連するプロジェクトとなっている。

また、本プロジェクトでは、森林資源の循環利用により地域の製材所や建材メーカーと連携し、地域に新たな事業機会や雇用を創出している。また、森林整備による作業道やレクリエーションゾーンの整備は、住民や都市部の人々が自然に触れる機会を増やし、地域の活性化や交流人口・関係人口の拡大にも寄与している。加えて、森林を舞台としたサステナブルツーリズムや、自然環境を活用した社員研修・環境教育プログラムを通じて、都市と自然のつながりの再定義を行い、人々の環境意識やネイチャーポジティブな行動を促す役割も担っている。

これらの取り組みは、自然環境の再生と同時に、人材育成、教育、地域コミュニティとの協働といった幅広い社会的価値を生み出している。このことからは、「つなぐ森」が多面的な社会的価値を創出する基盤にもなっていることがうかがえる。

以上見てきた通り、環境価値の創出を図りながらも、実はそこには「人」に焦点をあてた価値の創出にもつながっている点で、「『森を、つなぐ』東京プロジェクト」は野村不動産グループの価値観をよりよく体現したものであると考えられる。

野村不動産グループは、サステナビリティ活動の一層の強化と推進を図るため、2020年に「サステナビリティ委員会」と「サステナビリティ推進部」を新設している。サステナビリティ委員会では、サステナビリティ方針及びその目標に対する進捗状況の確認や、活動計画の審議を行っている。さらに、同委員会での議論内容は定期的に取締役会及び経営会議に報告され、経営計画や事業活動へ適切に反映される仕組みを整えることで、監督機能を確保している。

サステナビリティ推進部は、グループ全体のサステナビリティ方針や戦略の策定、ならびにグループ各社の施策のフォローアップを担っている。また、これらの方針・戦略を適切に維持・更新していくため、関連する規制や国際的ガイダンス、標準の動向を踏まえ、外部有識者との連携体制も構築している。

以上から、JCRでは、野村不動産グループがサステナビリティに関する問題を経営の重要課題と位置付け、外部の専門家の知見を取り入れてサステナビリティに関する方針・取り組みを推進していると評価している。

評価フェーズ 3: 評価結果(結論)

SU 1(F)/Nature 1(F)

本フレームワークについて、JCR サステナビリティファイナンス評価手法に基づき「グリーン性・ソーシャル性評価（資金使途）」を“gs1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価」を“SU 1(F)”とした。

また、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき「ネイチャーリティ評価（資金使途）」を“n1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCR ネイチャーファイナンス・フレームワーク評価」を“Nature 1(F)”とした。

本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「ソーシャルボンド原則」、「サステナビリティボンド・ガイドライン」、「グリーンローン原則」、「ソーシャルローン原則」、「グリーンボンドガイドライン」、「グリーンローンガイドライン」、「ソーシャルボンドガイドライン」、「SBN ガイド」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

【JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性・ソーシャル性評価	gs1(F)	SU 1(F)	SU 2(F)	SU 3(F)	SU 4(F)	SU 5(F)
	gs2(F)	SU 2(F)	SU 2(F)	SU 3(F)	SU 4(F)	SU 5(F)
	gs3(F)	SU 3(F)	SU 3(F)	SU 4(F)	SU 5(F)	評価対象外
	gs4(F)	SU 4(F)	SU 4(F)	SU 5(F)	評価対象外	評価対象外
	gs5(F)	SU 5(F)	SU 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

【JCR ネイチャーファイナンス・フレームワーク評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
ネイチャーリティ評価	n1(F)	Nature 1(F)	Nature 2(F)	Nature 3(F)	Nature 4(F)	Nature 5(F)
	n2(F)	Nature 2(F)	Nature 2(F)	Nature 3(F)	Nature 4(F)	Nature 5(F)
	n3(F)	Nature 3(F)	Nature 3(F)	Nature 4(F)	Nature 5(F)	評価対象外
	n4(F)	Nature 4(F)	Nature 4(F)	Nature 5(F)	評価対象外	評価対象外
	n5(F)	Nature 5(F)	Nature 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 菊池 理恵子・葛 友樹

本評価に関する重要な説明

1. JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は、サステナビリティファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクト又はソーシャルプロジェクト等への適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券又は借入等の資金使途の具体的な環境改善効果及び管理・運営体制・透明性評価等を行うものではなく、当該フレームワークに基づく個別債券又は個別借入につきグリーンファイナンス評価又はソーシャルファイナンス評価等を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は、当該フレームワークに基づき実施された個別債券又は借入等が環境又は社会に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果・社会的便益について責任を負うものではありません。サステナビリティファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果・社会的便益について、JCR は発行体及び/又は借入人（以下、発行体と借入人を総称して「資金調達者」という）、又は資金調達者の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。なお、投資法人等で資産がすべてグリーンプロジェクト及び/又はソーシャルプロジェクトに該当する場合に限り、サステナビリティエクイティについても評価対象に含むことがあります。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR サステナビリティファイナンス評価手法」及び「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■ 留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、資金調達者及び正確で信頼すべき情報源から入手したものですが、ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であると問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遗漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR サステナビリティファイナンス評価は、評価の対象であるサステナビリティファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR サステナビリティファイナンス評価は、JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものではありません。JCR サステナビリティファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。JCR サステナビリティファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR サステナビリティファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部又は全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等をすることは禁じられています。

■ 用語解説

JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価：サステナビリティファイナンス・フレームワークに基づき調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクト又はソーシャルプロジェクトに充当される程度ならびに当該サステナビリティファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を評価したものですが、評価は 5 段階で、上位のものから順に、SU 1(F)、SU 2(F)、SU 3(F)、SU 4(F)、SU 5(F) の評価記号を用いて表示されます。

■ サステナビリティファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・ 環境省 グリーンファイナンス外部レビュー者登録
- ・ ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・ UNEP FI ポジティブ・インパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・ Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアチブ認定検証機関)

■ その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・ 信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
- ・ EU Certified Credit Rating Agency
- ・ NRSRO : JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a) 項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■ 本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル